

大垣市人権のまちづくり懇話会設置要綱

(設置)

第1条 市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくりの実現に向けて、市民、有識者等から広く意見を聴取し、人権施策の推進に反映させることを目的に、大垣市人権のまちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市の人権施策の推進方策に関すること。
- (2) 市が取り組むべき人権課題に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 人権課題に関わる各種団体及び関係機関の代表者
- (3) 市民公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇話会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の懇話会は、市長が招集する。

2 懇話会の議長は、委員長をもって充てる。

3 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

4 懇話会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、人権擁護推進室において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。